

離職にあたって留意すること

賃金未払への対応

一般的な対応

- ① 支払の根拠(就業規則等の賃金・退職金規程、時間外労働の時間数)を明確にし、未払額を確定する。(給与明細書の保存や時間外の記録をしておく)
- ② 使用者に請求を行い、労使で話し合いを行う。
- ③ 労働福祉事務所に相談する。(問題の整理、アドバイス、あっせん等)
- ④ 労働基準監督署に申告。(労働基準法第24条違反で申告、指導)
- ⑤ 労働組合の結成・加入により団体交渉で話し合う。
- ⑥ 弁護士を活用。(代理人として交渉…費用が必要)
- ⑦ 簡易裁判所への支払督促の申し立て及び少額訴訟提起

立替払制度

企業が倒産したため、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について立替払する制度で、独立行政法人労働者健康福祉機構が実施しています。

●対象となる倒産

- ① 法律上の倒産：破産宣告や特別清算・会社整理・民事再生・会社更生の開始決定があった場合で、倒産の事実を破産管財人等が証明する必要があります。
- ② 事実上の倒産：中小企業で法的な処理がなされないままの事実上の倒産の場合で、労働基準監督署長の認定が必要です。

●立替払を受けられる人

- ① 労災保険の適用事業で1年以上にわたり事業活動を行ってきた企業に雇用され、企業の倒産により退職し、未払賃金が残っている人。
- ② 裁判所に対する破産等の申立日(破産等の場合)または事実上倒産の場合の労働基準監督署長に対する認定申請日の6か月前の日から2年間の間に退職した人。

※ 認定申請が遅れると、早めに退職した人が支払を受けられなくなります。

●立替払の範囲

- ① 退職日の6か月前の日から立替払請求日の前日までの間に支払期日が到来している未払賃金と退職金が対象。(ただし、基本的に賞与は除く、2万円未満は対象外)
- ② 対象となる未払賃金総額には上限があり 30歳未満—110万円、30～45歳未満 220万円、45歳以上—370万円
- ③ 実際に立替払される額の上限は、上記②の額の8割

●事実上の倒産の場合の手続について

倒産企業本社を管轄する労働基準監督署に認定申請を行い、確認通知を受けた後、独立行政法人労働者健康福祉機構に請求などを行うこととなります。なお、認定申請は退職から6ヶ月以内に行う必要があります。

健康保険の手続

- 退職をすると健康保険証を会社経由で社会保険事務所に返納(資格喪失)し、国民健康保険に加入することになります。
- 加入手続 市区町村の国民健康保険窓口。資格喪失届(退職した会社が発行)と印鑑が必要です。
- 被保険者期間が2か月以上ある人が希望すると、最大2年間(55歳以上の方は60歳まで)は健康保険に任意加入することができます(任意継続被保険者制度)。
 - ・保険料は全額自己負担。(在職中は会社一部負担)
 - ・資格喪失後、20日以内に手続が必要です。
- 倒産等で経営者が行方不明等の場合は社会保険事務所に相談してください。
- 解雇を争っているときは社会保険事務所に相談してください。

国民年金の手続

(⇒市区町村国民年金窓口)

- 失業しても国民年金に加入しなければなりません。変更手続は退職後14日以内に手続を行いましょう。3号被保険者にも注意してください。
失業中という手続きを怠ると減額、もしくは支給されないこともあります。病気や怪我で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない可能性も考えられます。

税金について

- 所得税(⇒税務署)
退職までの源泉徴収票の交付を受けましょう。年末までに再就職していれば、勤務先で精算(年末調整)されますが、失業中であれば、翌年の3月15日までに自分で確定申告が必要です。
- 住民税(⇒市区町村住民税窓口)
前年1年間の収入に対して確定した税額を翌年の6月～翌々年5月に後払いする税です。退職後に無職・無収入でも支払う必要がありますので、市町村役場に相談してください。一括納付が必要です。(分割納付の制度もあり)市町村によっては、失業中の人には特別に「減免措置」を設けているところもあります。